

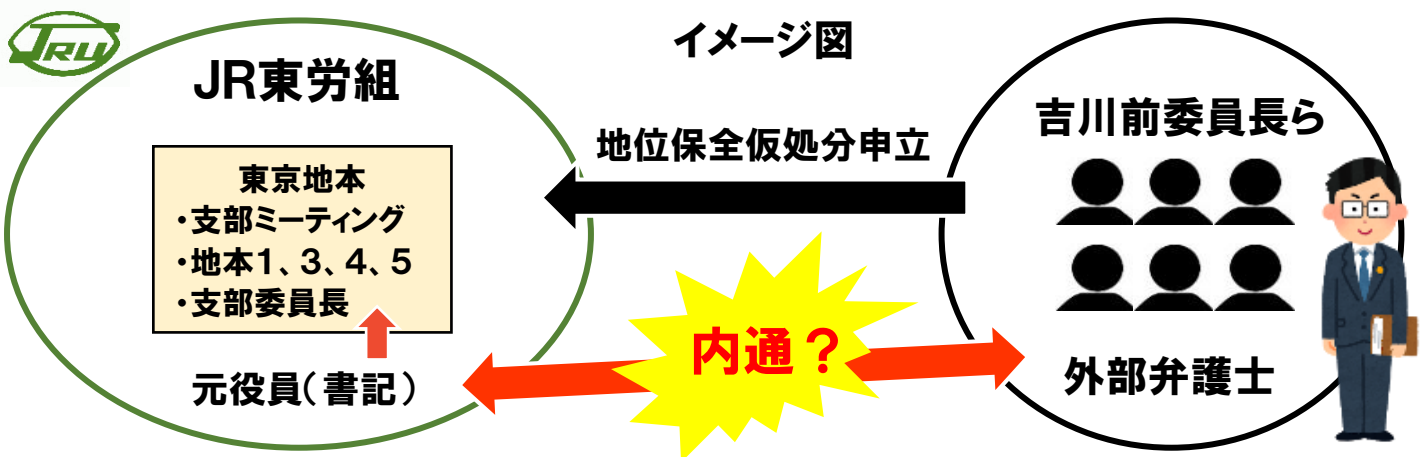


本部が訴えられている内容が 東京地本内で共有化

「真実の声」を運営していた元役員（書記）のPCを調査した結果、『20181214 支部mt』と題した資料が保存されていました。

その中で、「地位保全仮処分命令申立」の“20181130 第4回期日”の内容について、本部を訴えている弁護士と「真実の声」を運営していた元役員（書記）がやり取りをした内容をまとめ、**[※この情報は地本1, 3, 4, 5と支部執行委員長のみ伝えてある]**と記載されていました。組合では1＝委員長、3＝書記長、4＝組織部長、5＝業務部長を指します。その地本役職員と支部執行委員長が知っていたということなのではないでしょうか？

2019年9月24日の全地本委員長会議で、当時書記長であった現委員長に聞いたところ、内容について伝えられているが裁判には関わっていないと発言しています。



本部が訴えられて係争中にも関わらず、訴えている側の弁護士から情報を得て、支部ミーティングの前にすでに東京地本内に情報が伝えてあったというのです！何のためにこの情報を地本全体で共有化していたのでしょうか？

◆20181130 第4回期日

※この情報は地本1, 3, 4, 5と支部執行委員長のみ伝えてある(弁護士より) 本日の期日ですが、今後の進め方について裁判官からわりとざっくりばらんに話をされて、率直に「執行権に関しては保全のう」と言われました。

一応ご説明すると、保全の必要性というのは、被保全権利(執行権の認められたとしても、それを「仮に」認める必要があるのか、という)と、結論としては仮の地位が認められないこととなります。そうするってしまいます。

裁判官のこの心証を踏まえて、改めて今後の進捗の仕方について検討。そうすると、すぐに「それでも判断をしてください」と言い切る

新生JR東労組を強化・拡大する立場に立とう!!